

6-2 発達障害

【対策のポイント】

- 発達障害の診断機会の確保
- 医療と福祉、教育などとの連携
- 医療の地域偏在の解消

1 現状と課題

(1) 発達障害の現状

- 発達障害者支援法では、「発達障害」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。
- 2005年の発達障害者支援法の施行後、2016年8月からは改正発達障害者支援法が施行されるなど、発達障害に対する社会的認知の高まりに伴い、知的障害を伴う発達障害の人とともに、知的障害を伴わない発達障害の人の手帳の取得が年々増加しています。本県では、療育手帳制度を見直し、2006年11月よりIQ80以上89以下で発達障害と診断されたものに対しても療育手帳を交付しています。
- 発達障害に対する医療の関わりとしては、
 - ①保健・予防的な側面として、健診でのスクリーニング、相談、情報提供、意見書、診断書作成
 - ②狭義の医療として、状態像の把握、検査、診断、合併症や二次的障害の治療、機能訓練
 - ③生活や機能の維持、発達保障として、機能維持、発達支援、療育的対応、二次的障害の予防
 - ④生活の拡大・充実のための支援として、福祉、教育、労働などの他の分野との連携や生活、行動上の適応支援、家族や地域の各機関への支援などが挙げられます。
- 医療機関としては、スクリーニング、一般的な検査、初期相談やガイダンスなどを行う一次医療的な機関、診断、専門的検査、薬物療法などを行う二次医療的な機関、二次的障害の治療など入院も含めた高度な診療を行う三次医療的な機関、加えて療育、リハビリテーション、地域支援なども行う専門機関などの階層に分けることができます。
- さらに、知的障害を伴う自閉症の人などは、発達障害の行動特性のために一般の医療機関での身体疾患の治療や予防接種などが困難な人もおり、すべての医療機関において、発達障害の知識の普及と配慮が必要とされています。

(2) 本県の状況

- 本県では、2005年4月にこども家庭相談センターに総合支援部（発達障害者支援センター）を設置し、市町や民間の機関で対応困難な事案について専門的な立場から相談を受け付け、発達支援や就労支援を行うほか、市町などの関係機関に対する情報提供や研修などを実施してきました。また、より専門性の高い発達支援や、より身近な場所での専門的支援を提供するため、2020年4月から発達障害者支援センターの運営業務を民間委託するとともに、同センターを

沼津市と島田市の2ヶ所に設置しています。民間委託に伴い、発達障害者支援センター診療所は2019年度末をもって廃止しましたが、民間法人への委託後も各センターにそれぞれ医師を配置し、医学的判断のもと、発達障害のある人への支援を行っています。

- 健診でのスクリーニングにおいて、地域の医療機関(または医師)の協力を得ていますが、東部地域を中心に診断・検査を行う低年齢を対象とする小児科の医療機関の確保が困難な状況にあります。発達障害者支援センターへの相談経緯では、診断・相談・支援が受けられる機関の情報提供に係る主訴が多いことから、2017年度から、発達障害に対応可能な医療機関の調査を実施し、県民に情報を公表しています。
- 発達障害者支援センターの相談のうち、30.0%は生活面・家庭で家族ができることを知りたいというもので、最多になっています(2020年度)。また、発達障害専門医は全国的に不足していますが、特に地域の拠点となる医療機関がない東部地域では、低年齢の発達障害児の診断、発達検査、知能検査を行う小児科の医療機関が他地域に比較して少ない状況にあります。
- 本県では、2010年度に児童・青年期精神医学の診療能力を有する医師の育成、地域の児童精神医療に関する研究の促進、養成された専門医の県内定着などを目的に、浜松医科大学に寄附講座を設置し、人材育成に努めています。寄附講座では、児童精神科を目指す後期臨床研修医を全国より募集して県内の病院で臨床研修を行い、その後県内の医療機関等で勤務を開始しています。2020年度までの11年間に、47名が研修を修了し、うち38名(東部4名、中部11名、西部23名 2021年4月1日時点)が県内の病院に配置されています。
- 県立吉原林間学園の移転に伴い、入所児童だけでなく、発達障害児等の専門的な治療を行う児童精神科診療所を2019年8月に設置し、東部地域の医療体制を補完しています。

(3) 医療提供体制

- 発達障害に対応した医療機関の調査を定期的に実施し、医療機関に係る情報の共有化を図ることが必要です。
- 発達に遅れのある児童に早期療育支援を行う際には、医師による診断、カウンセリング等を行い、特性を踏まえて支援の方向性を決めていくことが望ましいため、診療機会を確保することが求められます。
- 地域において、発達障害の診断に対応できる医師や心理士を確保するため、発達障害を専門とする小児神経科医や児童精神科医の確保は長期的な視点に立って、地域で継続的に養成・確保するための拠点や体制の整備が必要です。また、看護師等の医療従事者の発達障害への理解促進も求められます。
- 発達障害の診療機会を確保するほか、診断・検査から発達支援に円滑につなぐため、地域の福祉、教育などの支援機関と医療機関の連携強化が求められます。
- 他地域と比較して、東部地域においては、発達障害の診断・検査を行う小児科の医療機関が少ないなど、地域偏在を解消することが必要です。
- 成人期の発達障害についても、診断を受ける際に必要な検査ができる医療機関が少なく、集中する傾向があるため、必要な検査やその後の対応ができる医療機関を確保することが求められます。

2 今後の対策

(1) 施策の方向性

- 医療機関への定期的な調査を行い、発達障害に係る医療情報の提供を行います。
- 浜松医科大学への寄附講座による医師の養成をはじめ、小児神経科医や児童精神科医を地域で継続的に養成・確保する仕組みの検討など、専門医・専門的医療機関の確保を図ります。
- 医療から発達支援へつなぐための仕組みづくりなど、医療機関と福祉、教育などの支援機関の連携強化を進め、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を図ります。
- 小児科医や看護師その他の医療従事者への研修の充実に努めるなど、地域の小児科医等の対応力の強化を図ります。特に、東部地域の医療の確保のため、発達障害の診療を行う病院の医師に対して、専門的な医療機関において診療技術を習得するための陪席研修を実施するなど受診環境の整備を進めます。また、寄附講座等、専門医養成の際の地域バランスを考慮した医師の配置に取り組みます。
- 成人期の発達障害者の困難事例への対応や専門性の確保のため、診断技術に関する研修の実施や心理検査に対するサポートなどを進めます。

関連図表

○ 発達障害が診療できる医療機関数

1 調査概要

(単位：件)

区分	R1	R2	R3	前年度比
公表に同意した医療機関	111 (56)	129(64)	133(70)	4(6)

注：() は、うち診断と心理検査が可能な医療機関 (内数)

2 調査結果 (2021 年度)

① 圏域別

(単位：件)

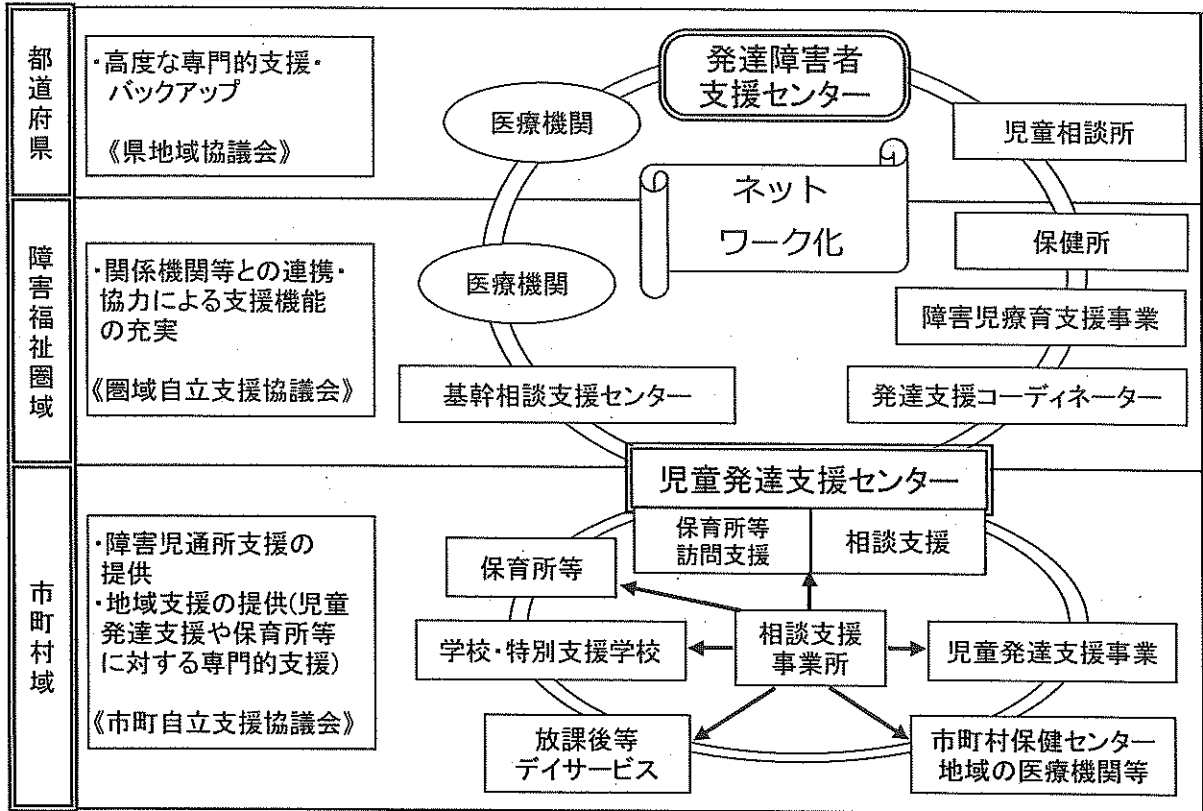
地区	圏域	医療機関数				10万人当たりの医療機関数			
		R1	R2	R3	増減 (R3-R2)	R1	R2	R3	増減 (R3-R2)
東部	賀茂	4	5	4	-1	6.5	8.4	6.8	-1.6
	熱海伊東	6	6	6	0	5.9	6.0	6.1	+0.1
	駿東田方	18	23	23	0	2.8	3.6	3.6	0
	富士	11	11	11	0	2.9	3.0	3.0	0
	東部計	39	45	44	-1	3.3	3.8	3.8	0
中部	静岡	23	31	32	+1	3.3	4.5	4.6	+0.1
	志太榛原	12	10	13	+3	2.6	2.2	2.9	+0.7
	中部計	35	41	45	+4	3.1	3.6	3.9	+0.3
西部	中東遠	11	11	13	+2	2.4	2.4	2.8	+0.4
	西部	26	32	31	-1	3.1	3.8	3.7	-0.1
	西部計	37	43	44	+1	2.8	3.3	3.4	+0.1
計		111	129	133	+4	3.0	3.6	3.7	+0.1

②上記のうち診断と心理検査が可能な医療機関数

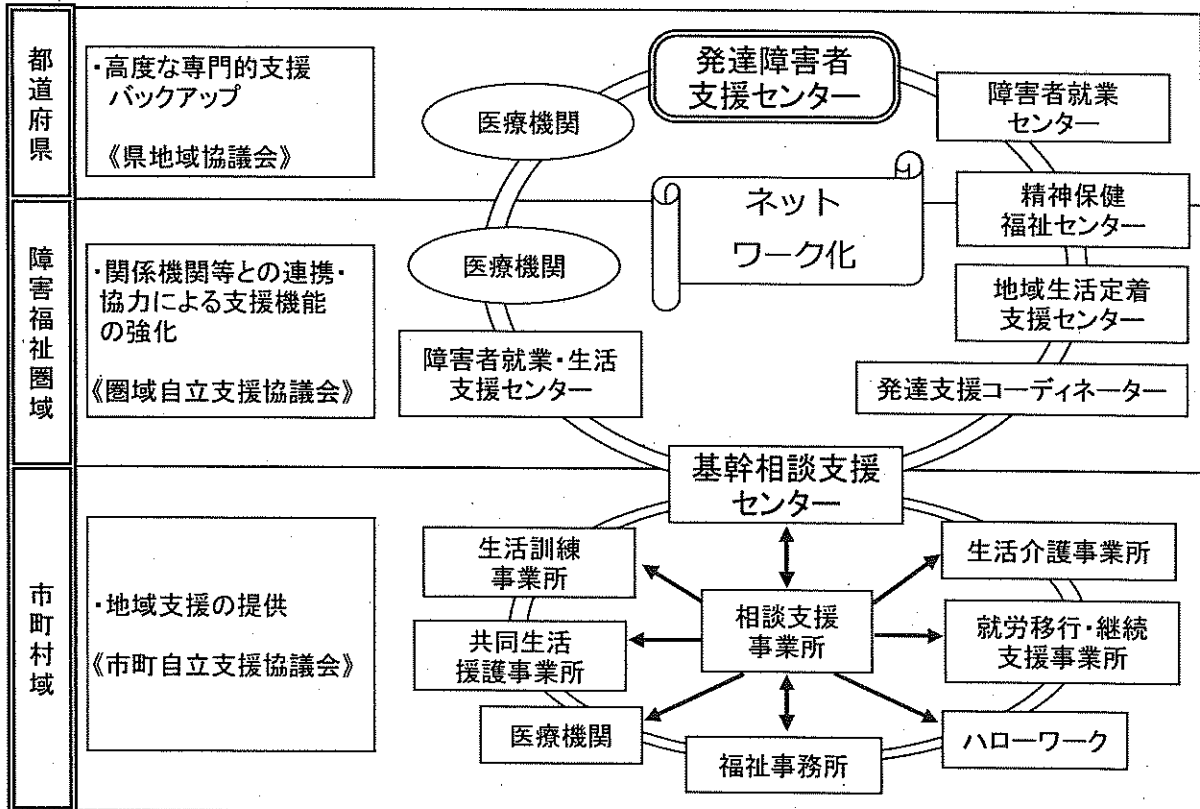
(単位：件)

地域	圏域	医療機関数				10万人当たりの医療機関数			
		R1	R2	R3	増減 (R3-R2)	R1	R2	R3	増減 (R3-R2)
東部	賀茂	2	2	2	0	3.3	3.3	3.4	+0.1
	熱海伊東	0	0	1	+1	0.0	0.0	1.0	+1.0
	駿東田方	5	11	10	-1	0.8	1.7	1.6	-0.1
	富士	6	6	8	+2	1.6	1.6	2.2	+0.6
	東部計	13	19	21	+2	1.1	1.6	1.8	+0.2
中部	静岡	10	12	15	+3	1.4	1.7	2.2	+0.5
	志太榛原	8	5	6	+1	1.8	1.1	1.3	+0.2
	中部計	18	17	21	+4	1.6	1.5	1.8	+0.3
西部	中東遠	7	7	8	+1	1.5	1.5	1.7	+0.2
	西部	18	21	20	-1	2.1	2.5	2.4	-0.1
	西部計	25	28	28	0	1.9	2.1	2.1	0
計		56	64	70	+6	1.5	1.8	1.9	+0.1

○発達障害児者支援システム
(発達障害児)



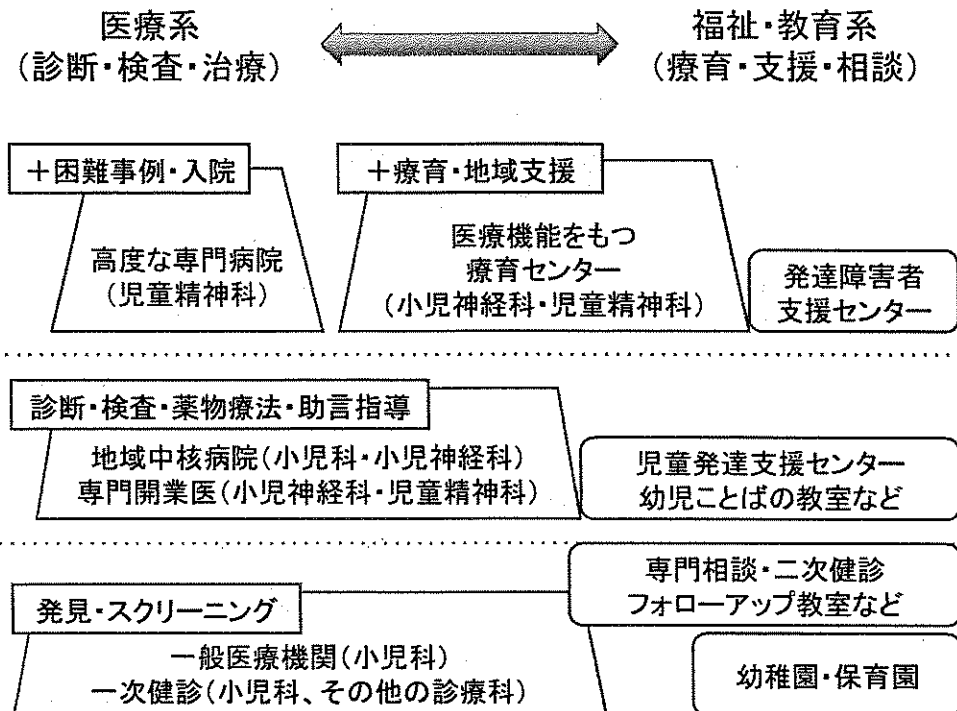
(発達障害者)



発達障害(小児期)の医療体制図

	早期発見	専門治療	地域と連携
ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児健康診査等での発見強化 ○発達障害の診断機会の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門医・専門医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○保健、福祉、教育等の支援機関との連携
機能の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の精度の安定、向上 ・発達障害に関する医療機関の情報提供 ・小児科医等のかかりつけ医を対象とした研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松医科大学への寄附講座による医師の養成 ・吉原林間学園に付設する児童精神科診療所の活用 ・陪席研修を通して専門治療を行う医療機関の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見から早期発達支援への円滑なつなぎ ・医療、保健、福祉、教育等とのライフステージを通じた身近な地域における支援体制の確立

発達障害(小児期)の医療体制に求められる医療機能



令和4年4月の世界自閉症啓発デー等に向けた取組について

(障害者支援局障害福祉課)

1 概要

令和4年の「世界自閉症啓発デー(4/2)」及び「発達障害啓発週間(4/2～4/8)」において、県及び関係機関で取り組むとともに、市町や民間事業者に働きかけを行うことで、全県で広く展開されるよう取り組む。

2 意見交換会の開催

令和3年11月25日、県障害福祉課、静岡県自閉症協会、県内4所の発達障害者支援センターの担当で構成する意見交換会を開催し、各機関の取組(予定)や他機関との連携に関する打ち合わせを行った。

<各機関の取組(予定)>※一部抜粋

所属	区分	内容
県障害福祉課	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・県広報媒体への掲載応募、県政記者室への情報提供 ・教育委員会への協力依頼(教育関係機関誌への記事掲載等) ・各市町への取組依頼、啓発ポスターの配布
県自閉症協会	行事開催	・県内3地域での啓発に係る講演会の実施
	他機関連携	・主要施設へのブルーライトアップの依頼(他機関も同様)
県東部発達センターアスタ	行事開催	・自閉症等を題材とした関連映画の上映会の開催
	他機関連携	・アスルクラロ沼津とのタイアップによる啓発活動
県中西部発達センターCOCO	行事開催	・ジュビロ磐田とのタイアップによる啓発活動
	他機関連携	・銀行、病院等への啓発映像の掲出依頼
静岡市発達センターきらり	行事開催	・自閉症・発達障害についての啓発研修の開催
浜松市発達センタールピロ	行事開催	・Web会議のハイブリット方式を採用した啓発講演会(パネルディスカッション)の開催

(参考) 【昨年度事例】 民間事業所、市町等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・観光施設、公共施設等のブルーライトアップ ・広報誌、Webページ等への啓発記事掲載 ・各種行事での啓発(ブース設置、チラシ配布等) ・図書館における発達障害関連図書の特設コーナー設置、パネル展示 ・ポスター掲示、リーフレットの配架等
--	---

3 今後の予定

各市町に対して、他市町で実施している事例(ブルーライトアップ、広報誌等への啓発記事掲載、公立図書館での特設コーナーの設置(関連書籍の展示等))を紹介し、それぞれの取組を促す。

発達障害者支援センター及び自閉症協会でも、行政や民間事業所と連携した様々な啓発活動の実施に向けて準備していく。